

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	アイザワ証券グループ株式会社			コード	8708
提出日	2025/10/17		異動（予定）日	2025/10/31	
独立役員届出書の提出理由		独立役員である清家麻紀氏が2025年10月31日付で社外取締役（監査等委員）を辞任することとともない、補欠の社外取締役（監査等委員）である平尾嘉昭氏が社外取締役（監査等委員）に就任し、新たに独立役員として指定するため。			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	増井 喜一郎	社外取締役	○													○		有
2	武藤 雅俊	社外取締役	○													○		有
3	住釜 智子	社外取締役	○													○		有
4	花房 幸範	社外取締役	○										△					有
5	平尾 嘉昭	社外取締役	○										△				新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）		選任の理由（※5）		
1			増井喜一郎氏は、大蔵省東海財務局長、同近畿財務局長、金融庁総務企画局長、日本証券業協会専務理事・副会長、公益財団法人日本証券経済研究所の理事長を歴任し、金融全般及び金融商品取引業等の分野における豊富な知見と経験を有しております。このことから、社外取締役として職務を適切に遂行いただき、当社の企業価値向上に資することができると判断し、引き続き、社外取締役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める社外取締役の独立性判断基準を満たしているため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。		
2			武藤雅俊氏は、金融業界において豊富な経験と幅広い見識を有していることに加え、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社の代表取締役社長を務めるなど、企業経営者としての豊富な知見を有しております。かかる実績を踏まえ、取締役の職務執行の監督機能強化の面から、当社の企業価値向上に資することができると判断し、社外取締役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める社外取締役の独立性判断基準を満たしているため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。		
3			住釜智子氏は、金融業界において豊富な経験と幅広い見識を有していることに加え、長きにわたり外資系金融機関にて人事業務全般に携わり、CHRO（最高人事責任者）及び経営委員会のメンバーとして経営運営に参画し、様々な人事施策を提案・実行し組織改革に貢献した実績を有しております。かかる実績を踏まえ、取締役の職務執行の監督機能強化の面から、当社の企業価値向上に資することができると判断し、社外取締役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める社外取締役の独立性判断基準を満たしているため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。		
4	花房幸範氏が代表を務めるアカウンティングワークス株式会社とは、2019年に取引実績（同社の売上高の1%未満）がありましたが、現在はありません。		花房幸範氏は、公認会計士として企業会計や監査に精通しているとともに、上場企業における豊富な社外役員経験や企業経営者としての経験等、専門的な知識・経験等、高い見識を有しております。また、指名報酬諮問委員会の委員として、当社の取締役の報酬体系の見直しや報酬水準の決定、当社の経営に的確な助言をいただく等、社外取締役として職務を適切に遂行していただいております。かかる実績を踏まえ、引き続き、監査等委員である社外取締役として選任しております。 同氏が代表を務めるアカウンティングワークス株式会社との取引内容は左記のとおりであり、上記jに該当しますが、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める社外取締役の独立性判断基準を満たしているため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。		
5	平尾嘉昭氏が所属する新生総合法律事務所とは、2021年に取引実績がありました。が、現在はありません。 当社の連結子会社であるアイザワ証券株式会社は、同法律事務所と法律顧問契約を締結しておりますが、当該契約に基づく案件に同氏は関与しておりません。また、2025年3月期の取引額は3百万円であり、同法律事務所の売上高の2%未満となります。		平尾嘉昭氏は、弁護士として企業法務に精通しており、豊富な経験・実績・知見を有しております。当社子会社の社外監査役を務め、適切な助言・監督をいただいた実績を踏まえ、中立かつ客観的な立場で職務を適切に遂行していただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。 同氏が所属する新生総合法律事務所との取引内容は左記のとおりであり、上記jに該当しますが、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める社外取締役の独立性判断基準を満たしているため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。		

4. 補足説明

当社の社外取締役の独立性判断基準については、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」別紙に定め、ホームページにて公表しております。
https://www.aizawa-group.jp/documents/company/corporate_governance/policy.pdf

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
 - a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。